

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月1日

【会社名】 任天堂株式会社

【英訳名】 Nintendo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 君島 達己

【本店の所在の場所】 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

【電話番号】 075 - 662 - 9600(代表)

【事務連絡者氏名】 経営統括本部副本部長 武永 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区浅草橋5丁目21番5号  
任天堂株式会社 東京支店

【電話番号】 03 - 5820 - 2251(代表)

【事務連絡者氏名】 営業本部東京支店長 齋藤 大輔

【縦覧に供する場所】 任天堂株式会社 東京支店  
(東京都台東区浅草橋5丁目21番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社第76期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件<br>当社普通株式1株につき金120円  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件<br>監査等委員会設置会社への移行に関する変更のほか、所要の変更を行う。   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、君島達己、竹田玄洋、宮本茂、高橋伸也、古川俊太郎を選任する。  |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件<br>監査等委員である取締役として、野口直樹、水谷直樹、三田村善生、梅山克啓を選任する。  |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠は年額5億円以内、変動報酬枠は当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内とする。 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件<br>監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内とする。  |

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	979,257 個	11,494 個	352 個	96.83 %	可決
第2号議案	982,210	8,539	352	97.12 %	可決
第3号議案					
君島 達己	881,302	108,461	1,319	87.14 %	可決
竹田 玄洋	963,358	26,911	819	95.26 %	可決
宮本 茂	963,364	26,905	819	95.26 %	可決
高橋 伸也	969,520	20,750	819	95.87 %	可決
古川 俊太郎	974,706	15,564	819	96.38 %	可決
第4号議案					
野口 直樹	958,547	31,718	819	94.78 %	可決
水谷 直樹	962,265	27,999	819	95.15 %	可決
三田村 善生	979,049	11,218	819	96.81 %	可決
梅山 克啓	985,933	4,341	819	97.49 %	可決
第5号議案	986,846	3,351	899	97.58 %	可決
第6号議案	988,723	1,472	899	97.77 %	可決

(注)各決議事項の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。